

改正

平成24年6月14日要綱第62号

平成31年 月 日要綱第 号

立川市グループ旅行高齢者支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者が参加するグループでの旅行を支援することにより、高齢者の閉じこもりを防ぐとともに仲間づくりの機会を増やし、住み慣れた地域で助け合い、安心して生活できる地域づくりを進めることを目的とする。

(支援するグループ)

第2条 支援するグループは、市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記載されている65歳以上の高齢者が参加するグループ（以下「グループ」という。）とする。

(支援の内容)

第3条 支援の内容は、あらかじめ市と契約を締結した旅行業者等（以下「業者等」という。）と日帰り又は宿泊を伴う旅行の契約をしたグループに対して、当該旅行に参加する65歳以上の高齢者1人につき、次の各号に掲げる額を助成するものとする。

(1) 日帰りの旅行 1,000円

(2) 宿泊を伴う旅行 2,500円

2 同一の高齢者に対する助成は、前項各号のいずれかとし、1会計年度につき1回とする。

(支援の申請)

第4条 支援を受けようとするグループは、グループ旅行高齢者支援事業申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を旅行日前かつ旅行代金を支払う前までに提出するものとする。

(支援の承認)

第5条 申請書の提出を受けたときは、その適否を審査し、グループ旅行高齢者支援事業承認書（第2号様式。以下「承認書」という。）を交付する。

(承認書の提出等)

第6条 承認書の交付を受けたグループは、承認書を業者等に提出し、業者等と契約した旅行に係る契約額から承認書に記載された額を控除して業者等に支払うものとする。

2 業者等は、前項の規定により提出された承認書を毎月末日までに集計し、当該月の合計額を翌月10日までにグループ旅行高齢者支援事業報告書（第3号様式）に請求書を添付して請求するものとする。

(旅行の取消し)

第7条 グループは、第5条の規定により支援の承認を受けた旅行を取り消すときは、市に申し出るものとする。

(違約金の処理)

第8条 旅行の取消しをした場合において、業者等の約款に定める違約金条項に該当するときは、グループの責任において処理するものとする。

(返還)

第9条 虚偽の申請その他不正な行為により支援を受けたグループは、支援した額の全部又は一部を返還するものとする。

(委任)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に支援の申請があったものから適用する。

附 則（平成24年6月14日要綱第62号）

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成31年 月 日要綱第 号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、第4条に規定する申請書の受理については、平成31年度一般会計予算案が審議され議決した日を以てその翌日から受理できることとする。